

検察官抗告の状況

事件名		再審開始 決定日	検察官抗告の有無		確定までに 要した期間	再審公判における 有罪立証の有無
			即時抗告・ 異議の申立	特別抗告		
免田	第3次	S31.8.10	○		(再審開始決定取消)	○
	第6次	S54.9.27		○	1年2か月 (第3次の再審開始 決定からは24年4か月)	
財田川		S54.6.6	○		1年9か月	○
松山		S54.12.6	○		3年2か月	○
徳島		S55.12.13	○		2年3か月	○
梅田		S57.12.20	○		2年2か月	○
島田		S61.5.29	○		10か月	○
日産サニー		H4.3.23	○		(再審開始決定取消)	(再審公判に至らず)
榎井村		H5.11.1			(不服申立てせず)	
大崎	第1次	H14.3.26	○		(再審開始決定取消)	(再審公判に至らず)
	第3次	H29.6.28	○	○	(再審開始決定取消)	
名張		H17.4.5	○		(再審開始決定取消)	(再審公判に至らず)
布川		H17.9.21	○	○	4年3か月	○
足利		H21.6.23			(不服申立てせず)	
福井女子 中学生殺 人	第1次	H23.11.30	○		(再審開始決定取消)	○
	第2次	R6.10.23			(不服申立てせず) (第1次の再審開始 決定からは13年)	
東住吉		H24.3.7	○		3年7か月	
東京電力女性社員殺害		H24.6.7	○		2か月	
袴田		H26.3.27	○		9年	○
松橋		H28.6.30	○	○	2年3か月	
湖東		H29.12.20		○	1年3か月	
日野町		H30.7.11	○	○	(係属中)	(再審請求手続中)

前審関与に関する事例

法制審刑事法（再審関係）部会 委員 鴨志田 祐美

【日野町事件】

1 第1次再審請求・即時抗告審

2008年（平成20年）11月、本件の審理に裁判長として関与していた大阪高裁第5刑事部のA部総括裁判官が定年退官し、その後任としてB裁判官が就任した。

B裁判官は、本件の確定控訴審の裁判官としてその審理及び判決に関わった裁判官であることから、弁護人は、大阪高裁に対し、事件を配付替えするよう申し入れた。

その結果、大阪高裁は、2009年（平成21年）3月2日、本件を第5刑事部から第1刑事部へ係属部を割り替えた。

2 第2次再審請求・請求審

2017年（平成29年）4月、本件の審理に裁判長として関与していた大津地裁刑事部のC部総括裁判官が異動し、その後任としてD裁判官が就任した。

D裁判官は、本件の第1次再審請求・請求審の審理に及び決定（請求棄却）に右陪席として関与した裁判官であることから、弁護人は、大津地裁に対し、D裁判官は本件の審理を担当しないよう申し入れた。

その結果、D裁判官は本件の審理を担当せず、同時期に大津地裁に赴任したE裁判官が裁判長として本件の審理を担当することとなった。

3 第2次再審請求・即時抗告審

2020年（令和2年）6月、本件の審理に裁判長として関与していた大阪高裁第2刑事部のF部総括裁判官が異動し、その後任としてG裁判官が就任した。

G裁判官は、本件の第1次再審請求・請求審の審理及び決定（請求棄却）に裁判長として関与した裁判官であることから、弁護人は、大阪高裁に対し、G裁判官は本件審理を回避するよう申し入れた。

その結果、大阪高裁は、同月26日、本件を第2刑事部から第3刑事部に配付替えされた。

【大崎事件】

2014年（平成26年）7月に再審請求人側が特別抗告を申し立て、2015年（平成27年）2月2日に同抗告が棄却された第2次特別抗告審が係属した最高裁第一小法廷の裁判官として審理に関与したH裁判官が、2018年（平成30年）3月に検察官が申し立て、2019年（令和元年）6月25日に原決定・原々決定取消、再審請求棄却決定がされた第3次特別抗告審が係属した同小法廷の裁判官としても関与した。

【飯塚事件】

1999年（平成11年）9月29日に福岡地裁で言い渡された確定一審の死刑判決に主任裁判官として関与したI裁判官が、2014年（平成26年）4月に再審請求人側が即時抗告を申し立て、2018年（平成30年）2月6日に同抗告が棄却された第1次即時抗告審が係属した福岡高裁第2刑事部の裁判体として審理に関与していた時期があった。

福井女子中学生殺人事件の概要と再審手続に関する問題点

事件の概要	裁判の経過	主な新証拠の内容	再審手続に関する問題点についての意見
【罪名等】 罪 名：殺人 宣告刑：懲役7年 【事件の概要】 1986年3月19日午後9時30分ころ、福井市内の市営住宅で、卒業式を終えたばかりの女子中学生（当時15歳）が、ガラス製灰皿で頭部等を殴打され、電気カーベットのコードで首を絞められ、自宅にあった2本の包丁で顔面を中心に多数回にわたりめった刺しにされて殺害された。 捜査が行き詰まる中、事件から半年以上経過した同年 10 月になって、別件の覚せい剤取締法違反等の容疑で勾留されていた男性（A）が、前川彰司さん（当時21歳）が事件当夜、血を付けて現れ、犯行をほのめかしたと供述した。その後、Aの周辺にいる知人らも、Aの供述に沿う供述をした。もともと、事件現場や移動に使用したとされる車両には、前川さんの犯行であることを示す痕跡は全くなかったが、上記の供述に基づき、1987年3月、前川さんは逮捕され、その後、起訴された。 前川さんは、捜査・公判を通じて一貫して容疑を否認し、第一審では無罪判決が言い渡されたが、控訴審で逆転有罪判決（懲役7年）が言い渡され、その後、上告も棄却されて、有罪判決が確定した。 前川さんは、出所後、再審請求を行い、第1次再審請求でも2011年11月に一度は再審開始決定がなされたものの、検察官の不服申立てを受けて、これが取り消された。その後、第2次再審請求を行ったところ、新たに開示された証拠によって、関係者の供述が客観的事実に反することが明らかとなった。そして、新旧全証拠を総合評価すると、Aが自己の利益を図るために、前川さんが犯人であるとの嘘の供述を行い、捜査に行き詰まった捜査機関が関係者に対してAの供述を基に誘導等の不当な働きかけをした疑いを払拭できないとして、2024年10月、二度目の再審開始決定がなされ、これが確定した。 その後、2025年3月に再審公判が開始され、同年7月18日に再審判決（確定第一審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却）が言い渡された（無罪判決が確定）。	1986年3月 事件発生 1987年3月 前川さん逮捕 1987年7月 殺人罪で起訴 1990年9月 第一審判決（福井地裁、無罪） 1995年2月 控訴審判決（名古屋高裁金沢支部、原判決破棄・懲役7年） 1997年11月 上告審決定（最高裁、上告棄却） 2003年3月 前川さん出所 2004年7月 第1次再審請求 2011年11月 請求審決定（名古屋高裁金沢支部、再審開始） → 検察官、即時抗告に代わる異議申立て 2013年3月 異議審決定（名古屋高裁、原決定取消・再審請求棄却） 2014年12月 特別抗告審決定（最高裁、特別抗告棄却） 2022年10月 第2次再審請求 2024年10月 請求審決定（名古屋高裁金沢支部、再審開始） 2025年3月 第1回再審公判（名古屋高裁金沢支部） 2025年7月 再審控訴審判決（名古屋高裁金沢支部、確定第一審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却）	1 テレビ番組の放映内容に関する捜査報告書、関係者の供述経過・内容等に関する捜査報告書（開示証拠） 事件当夜に前川さんと会って血痕が付着していることを目撃し、Aのところに連れて行ったという関係者の供述が客観的事実に反しており（関係者が事件当夜に見たと供述するテレビ番組の場面は、事件当夜には放映されていなかった。）、警察が関係者を誘導してAの供述に沿う供述を作成したこと 2 関係者の警察官調査及びこれに関連する捜査報告書（開示証拠）、祝儀袋 関係者の一部については、第一審の無罪判決後に、捜査段階の供述に沿う（第一審の証言とは異なる内容の）供述調書が作成されており、控訴審での証言後には警察官から結婚祝いが渡されるなど、警察が利益供与を伴う誘導を行っていたこと	1 証拠開示が遅れたこと 本件では、第1次再審請求の段階で95点、第2次再審請求の段階で287点もの証拠が新たに開示され、特に第2次再審請求では、新たに開示された警察の捜査報告書や関係者の供述調書等が再審開始の決め手になっている。 しかし、これらの証拠が開示されたのは、第1次再審請求では2009年（有罪判決確定から12年後）、第2次再審請求では2023年（有罪判決確定から26年後）のことである。特に、テレビ番組の放映内容に関する捜査報告書は、検察官も第一審の途中でその内容を把握していたが、第2次再審請求の段階まで隠されており、裁判所からも「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」と批判されている。 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって再審開始決定が取り消されたこと 福井女子中学生殺人事件では、第1次再審請求でも、2011年11月に一度は再審開始決定がなされたが、検察官の不服申立て（即時抗告に代わる異議申立て）によって、これが取り消され、その後、第2次再審請求で2回目の再審開始決定がなされるまでに13年もの時間を要している。 検察官の不服申立てがなければ、前川さんは13年前に無罪になっていた可能性が高い。再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、えん罪被害者の速やかな救済を阻害している。 3 期日がなかなか開かれなかったこと 再審請求から再審開始決定までの機関は、第2次再審請求では2年であるが、第1次再審請求では7年4か月もの期間を要した。それは、第1次再審請求では、なかなか期日が開かれず、審理の手続が進められなかったことが原因である。 再審請求の手続を円滑に進めるためには、期日を速やかに指定することが不可欠である。